

2019年10月2日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

令和元年度施設定期検査について

本年度の施設定期検査は、「維持管理に不可欠な活動のために性能を維持している設備」に加え、工事使用（新規規制基準対応工事の中で核燃料物質を移動する行為等。）及び核燃料物質等を取り扱う可能性がある設備を検査対象とする。

検査実施項目を以下に示す。

① 原則、全ての施設（故障設備除く。）を検査対象とする項目

自動火災報知設備の警報作動検査

負圧警報設備の警報作動検査

放射性液体廃棄物施設の液面高検知器の警報作動検査

廃油処理装置の警報作動検査

非常用発電機・無停電電源の作動検査

気体廃棄設備の処理能力検査

液体廃棄設備の処理能力検査

ガンマモニタの警報作動検査

排気／環気モニタの警報作動検査

給・排気用送風機の起動停止シーケンスの作動検査

第1種管理区域の負圧確認検査

第1種管理区域の負圧確認検査（建物健全性確認検査）

慮過装置の性能確認検査

② 施設の状況により、全て又は一部の施設を検査対象とする項目

臨界安全管理のインターロック作動検査

搬送設備の停電時保持能力検査

設備内風速の確認検査

以上